

## 日本における爬虫類ペット市場の現状

トラフィック

若尾慶子<sup>1</sup>・Jordi Janssen<sup>2</sup>・Serene Chng<sup>1</sup>

日本は輸入額において世界第 4 位の爬虫類生体の輸入国であり、大きな爬虫類ペット市場を有する国の一つである。トラフィックが 2017 年 2 月に東京、神奈川及び大阪で実施したペット市場の調査により、606 種 5,491 頭の爬虫類の販売が確認された。これらの爬虫類は世界各地から輸入され、その中には絶滅の危機に瀕している種やワシントン条約で国際取引が規制されている種が多く含まれていた。国際取引規制対象種は、全体の 39 % に達することが明らかになった。特に生息国で捕獲が禁止されている種や輸出記録が確認できない種が公然と販売されていることは重大な問題であり、政府・関係者による早急な対応が求められる。

キーワード：ワシントン条約、野生生物取引、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、動物の保護及び管理に関する法律、需要

### 1. 背景

日本は、世界中から多くの野生生物を輸入している。中でもペット産業において非常に多様な希少野生動植物が取引されていることから、国際社会からも厳しい視線を送られている (Musing et al. 2015; Nijman & Stoner 2014; The Japan Times 2000)。野生生物の取引は、持続可能な利用のしくみが確立できれば野生生物の保全にもつながり得るが、希少価値の高い野生生物においては、高額で取引されることから乱獲が横行している。さらには、国際化による市場や取引ルート of 拡大、経済発展による消費者層の増加などによって、過剰利用による負荷が深刻化している種や地域は多い。野生生物の過剰取引は、種や生物多様性という人類共通の財産の損失を招くだけでなく、生息国に対しても測

りしれない経済的・文化的損失を与える。こうした野生生物取引の問題に取り組む国際的枠組みが、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という）である。現在 183 の加盟国・組織（2017 年 7 月現在）が、同条約のもと、生息状況と国際取引が種の存続に与える脅威のレベルに合わせて、商業目的の取引禁止（附属書 I）や輸出入規制（附属書 II 及び III）などの措置を協力して実施している。日本も 1980 年よりワシントン条約の締約国として規制対象種の輸出入管理を行っているが、特に国内需要が大きいペット目的の希少野生生物の密輸の試みは後を絶たず、税関の水際取締をすり抜け密輸されているものも少なくない (読売新聞 2008; 毎日新聞 2008; The Japan Times 2000)。鳴き声を出す

1: TRAFFIC, TEASJapan@traffic.org 2: Emoia Consultancy  
2017. 10. 30 受付 2018. 2. 21 公開

種類が少なく、多くが小型で、さらに高価で取引される種が多い爬虫類はこうした違法取引の格好のターゲットである（千石 2017; 石原ほか 2010）。

本調査は日本国内の爬虫類ペット市場の現状を把握し、野生生物の保全の観点から市場の課題を明らかにすることを目的とする。

## II. 方法

爬虫類ペット取引の現状を把握するため、統計情報の収集、実店舗における販売とオンライン上の広告を調査する。便宜上、爬虫綱の動物をカメ目、有鱗目トカゲ亜目、同ヘビ亜目及びワニ目に分けて分析する。

### 1. 統計情報

国内の爬虫類ペット市場の規模と動向を把握するため、爬虫類輸入量・額、ワシントン条約附属書掲載種の輸入量、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」という）でペット目的の爬虫類を販売する際に求められる第一種動物取扱業の登録済み事業者数、飼育者数などについて情報を収集する。

### 2. 市場調査

第一種動物取扱業者数（2015年）上位3都府県である東京都、神奈川県及び大阪府の実店舗16店舗と40店以上の生体販売業者がブース出店する関西地区最大規模とされるエキゾチックペットの展示即売会で展示販売されている爬虫類の種、数、価格、原産地、野生由来・繁殖由来の別を調べ記録する。種の判定は専門知識を有する調査員が現地で見体を見て実施する。

### 3. オンライン広告調査

2013年以降、動愛法に基づき動物取扱業者は、爬虫類の販売に際してあらかじめ、購入者に対して現物確認・対面販売をすることが義務付けられている（同法第21条の4）。すなわち、通信販売は原則禁止されている。しかし、広告

の掲載に規制は設けられていないため、オンライン上には多くの生体販売広告が掲載されている。爬虫類専門店を中心に国内の15のサイトで広告掲載されている爬虫類の種、数、価格、原産地、野生由来・繁殖由来の別を調べ記録する。種名については原則、広告掲載情報による。なお、「Sold out」「Not for sale」等販売を行っていない旨が明記されている情報は記録しない。

## III. 結果

### 1. 統計情報

2017年7月に取得した財務省貿易統計によると日本の爬虫類生体の2016年の輸出頭数は8,702頭、輸入頭数は19万2千頭であった（図1）。輸入額は、393万ドル（4億3千万円余）で世界第4位であった（Comtrade）。爬虫類生体の輸入頭数は2010年の約37万頭から大きく減少しているものの、ワシントン条約附属書に掲載されている爬虫類の輸入量に大きな変化はなく、2000年～2014年の間の輸入件数は概ね3～4万件/年であった（UNEP-WCMC CITES

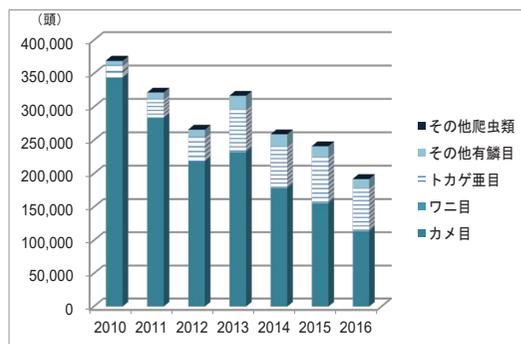


図1 日本の爬虫類生体輸入量。

2010年の輸入量は369,801頭であったが、2016年には192,357頭へ減少した。種類ではいずれの年でもカメ目もっとも多い。これは、食用のスッポンが含まれることも影響していると考えられる。年を追うごとにトカゲ亜目の比率が増え、2010年にはカメ目93%、トカゲ亜目5%だったものが、2016年にはカメ目59%、トカゲ亜目34%になった。財務省貿易統計より作成。

Trade Database)。2016年に輸入された爬虫類の内訳をみると、カメ目の輸入数量が最も多く、次に多いのはトカゲ亜目であり、2010年には5%だった全爬虫類に占める割合は、2016年には34%へ増加した（貿易統計）。

国内の爬虫類ペット市場の規模を直接示すデータがないため、それに代替する情報として、爬虫類の生体販売業者及び飼育者について調べた。動愛法により爬虫類生体を販売するためには第一種動物取扱業者の登録が義務付けられ、登録台帳の公開も規定されている。この情報に基づいた爬虫類の生体販売業者数は、2010年の699業者から2016年には733業者へ若干の増加がみられた（野生社2016）。なお、業界団

体調べによる爬虫類取扱店舗数は1,400店舗以上であり（日本爬虫類両生類協会2016）、前者のデータと大きな開きがあった。

また、ペットの飼育に関する情報として、内閣府が実施した「動物愛護に関する世論調査」を参照した。ペットを飼育しているかとの質問に対して「飼育している」と回答した者のうち、爬虫類飼育者の割合は、過去30年で徐々に増加している（図2-1）。なお、直近の調査は2010年に実施されたものであり、最新の状況は明らかではないが、爬虫類を中心としたエキゾチックペットの展示即売会の開催数や来場者数は増加（図2-2）していることが示された。

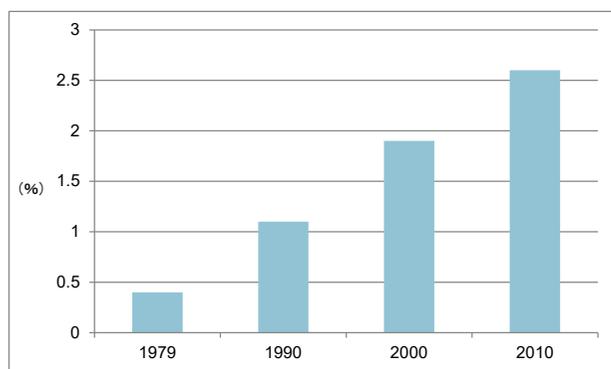


図2-1 爬虫類飼育者数の推移。

ペットを飼育していると回答した者のうちの爬虫類飼育者の割合を示す。爬虫類飼育者の割合は低いが、年々増加している。2010年調査においては、イヌを飼育している者の割合が58.6%と最も高く、以下、ネコ（30.9%）、魚類（19.4%）であった（n=666、複数回答あり）。

動物愛護に関する世論調査（<http://survey.gov-online.go.jp/index.html>）より作成。

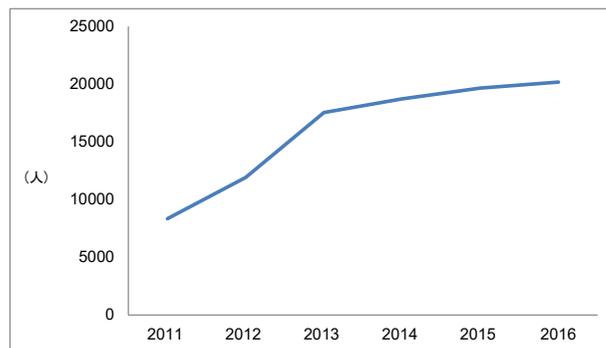


図2-2 エキゾチックペット展示即売会来場者数の推移。

関東地域最大級の展示即売会「東京レプタイルズワールド」への来場者数の変化を示す。2011年には約8,000人であった来場者数が、2016年には2万人を超えている。2014年より当該展示即売会は、年2回開催されているが、各データは5月開催時のものである。東京レプタイルズワールド事務局提供及び東京レプタイルズワールドウェブサイト（<http://www.reptilesworld.jp/>）掲載情報より作成。

## 2. 市場調査

2017年2月に東京都内の8軒、神奈川県内6軒、大阪府内2軒の爬虫類を販売する実店舗及びエキゾチックペットの展示即売会1会場を対象に調査を実施した結果、亜種を含め606種(交雑個体を除く)、5,491頭(うち展示即売会で2,505頭)の販売が確認された。なお、うち20頭は交雑個体であり、257個体については同定不能であった。

種類ごとの販売頭数ではトカゲ亜目が最も多く、43%を占め、カメ目28%、ヘビ亜目24%と続いた(図3)。トカゲ亜目は、295種2,335頭が販売されていた。特に *Eublepharis macularius* (ヒョウモントカゲモドキ) が614頭とトカゲ亜目の販売頭数の1/4以上を占めていた。カメ目は、187種1,546頭であり、最も頭数が多かったのは *Mauremys japonica* (ニホンイシガメ)であった。ヘビ亜目は、122種1,331頭の販売が確認された。特に、*Python regius* (ボールニシキヘビ) と *Pantherophis guttatus* (コーンスネーク) の販売頭数が多く、両種とも300頭以上であった。ワニ目は、*Alligator sinensis* (ヨウスコウワニ) と *Paleosuchus palpebrosus* (コ

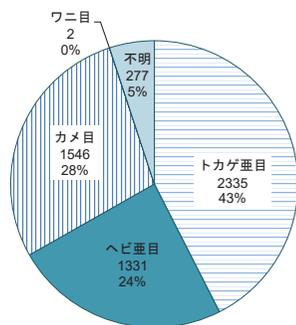


図3 目ごとの販売頭数。

実店舗及び展示即売会における目ごとの販売頭数を示す。便宜上、有鱗目については、トカゲ亜目とヘビ亜目に分けている。「不明」には、交雑個体20頭及び同定不能であった257頭が含まれる。

ビトカイマン)の2種2頭のみであった。販売が確認された606種のうち、367種がIUCNレッドリスト掲載種であり、中でも絶滅のおそれが高いとされる近絶滅種(CR)、絶滅危惧種(EN)及び危急種(VU)にカテゴリズされる、いわゆる絶滅危機種が全体の18%(108種)を占めた(図4)。

ワシントン条約の附属書との照合をおこなったところ、238種の掲載が確認された。商業目的の取引が原則禁止される附属書Iに掲載されている種が9種、国際取引に輸出国の許可書が必要な附属書II掲載種が215種、許可書または

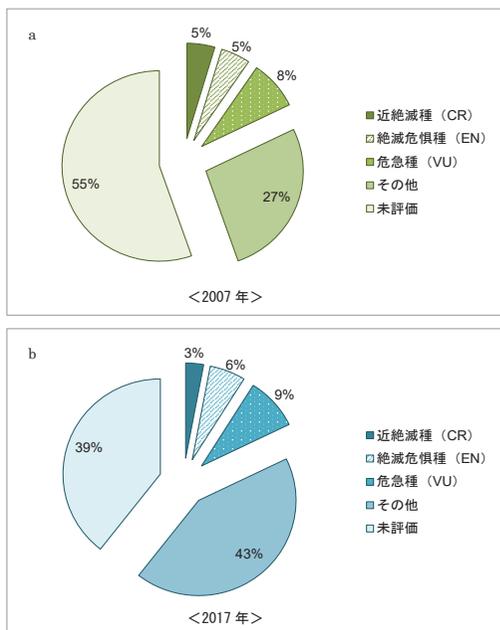


図4 絶滅危機種の占める割合の比較。

a: 2007年調査時に実店舗で販売が確認された410種のうち73種(18%)がIUCNレッドリスト(2010-4)の絶滅危機種(CR、EN及びVU)であった。b: 2017年調査時に実店舗及び展示即売会で販売が確認された606種のうち、108種(18%)がIUCNレッドリスト(2017-2)の絶滅危機種であった。絶滅危機種の割合に変化はないが、未評価種数は16ポイント減少した。なお、この間にIUCNレッドリストで評価された生物種数は、5万種から9万種近くに増えている(<http://www.iucnredlist.org/about/overview>)。2007年のデータは、Kanari & Auliya (未発表)による。

原産地証明が求められる附属書 III 掲載種は 14 種であった (表 1)。さらに、原産国で保護されている種の販売も確認された (表 2)。

販売個体の多くは、水槽又はプラスチック容器に入れられ、その種名や価格はラベルに記載されていた。価格は、種や個体により差が大きく、今回の市場調査において価格が確認できた 949 頭の一頭あたりの価格は、1,000 円～600 万円であった。100 万円/頭を超える個体は 10 種 15 頭販売されていた。これには *Tiliqua*

*rugosa rugosa* (ニシマツカサトカゲ), *Varanus* 属 (オオトカゲ), *Carettochelys insculpta* (スッポンモドキ) などが含まれる。この 10 種のうち 8 種がワシントン条約附属書掲載種であった。ワシントン条約附属書 II 掲載種である *Carettochelys insculpta* の場合、29,800 円から 500 万円まで 167 倍の開きがあり、最も高価な個体はアルビノ (白化個体) であった。同じ種であっても希少性や個体の状態によって価格が大きくことなることを示す一例である。

表 1 ワシントン条約附属書掲載種の割合。

附属書	I	II	I/II	III	非掲載
2007 年種数	6	149	1	12	242
割合	1.5%	36.3%	0.2%	2.9%	59.0%
2017 年種数	9	215	-	14	368
割合	1.5%	35.5%		2.3%	60.7%

2007 年調査時に実店舗で販売が確認された 410 種のうち、165 種がワシントン条約附属書 (2010 年現在) に掲載されている種であった。なお、附属書 I 及び II に分割掲載されている種が 1 種あった。2017 年調査時に実店舗及び展示即売会で販売が確認された 606 種のうち、238 種がワシントン条約附属書 (2017 年 5 月現在) 掲載種であった。掲載種の割合は、両年とも約 40 % で大きな変動はない。2007 年のデータは、Kanari & Auliya (未発表) による。

表 2 生息国で保護されている種の例。

種名 (通称)	生息国	販売・ 広告頭数	IUCN レッドリスト
<i>Ctenosaura oaxacana</i> (ワーハーカトゲオイグアナ)	メキシコ	1	CR
<i>Chelodina mccordi</i> (マッコードナガクビガメ)	インドネシア	1	CR
<i>Geochelone elegans</i> (インドホシガメ)	インド、パキスタン、 スリランカ	99	VU
<i>Varanus giganteus</i> (ペレンティールオオトカゲ)	オーストラリア	1	未評価
<i>Lanthanotus borneensis</i> (ミミナシオオトカゲ)	インドネシア、マレーシア、 (ブルネイ)	12	未評価
<i>Nephrurus deleani</i> (デリーントマオヤモリ)	オーストラリア	3	EN
<i>Siebenrockiella leytenis</i> (レイテヤマガメ)	フィリピン	2	CR
<i>Smaug giganteus</i> (オオヨロイトカゲ)	南アフリカ共和国	9	VU
<i>Tiliqua rugosa</i> (マツカサトカゲ)	オーストラリア	14	未評価

実店舗での販売または販売広告が確認された種のうち、生息国で捕獲・輸出等が禁止・規制されている種の一部。飼育下繁殖個体や生息国の許可を得ている可能性もあるため、すべての事例が直ちに違法とは言えない。

販売が確認された種の原因地域（The Reptile Database による）を見ると、北米に原生する種が 151 種と最も多く 19% であった。以下、東南アジア 16%、アフリカ 16%、大洋州 15%、アジア 15% と続くが、いずれも 110 種以上であり、日本のペット市場では世界各地を原産とする爬虫類が取り扱われていることが示された（図 5）。日本原産の種は 4% のみであった。

### 3. オンライン広告調査

2017 年 2 月～5 月及び 7 月に実施した 15 の爬虫類販売店の日本語ウェブサイト上の広告調査により、357 種（亜種を含む、交雑個体は除く。以下同様）、753 件の広告が確認された。広告には販売頭数が記載されていないケースもあったが、広告 1 件につき、最低 1 頭は販売されていると仮定すると 1,343 頭を超える個

体が対象となっていた。なお、交雑個体は、6 頭含まれていた。件数別にみるとヘビ亜目 279 件、トカゲ亜目 263 件、カメ目 205 件、ワニ目 0 件であり（図 6）、頭数ではトカゲ亜目 146 種 550 頭以上、ヘビ亜目 113 種 434 頭以上、カメ目 98 種 359 頭以上と種数においても頭数においてもトカゲ亜目が最も多かった。特に広告されている頭数が多かったのは、トカゲ亜目の *Eublepharis macularius* 及び *Hemitheconyx caudicinctus*（ニシアフリカトカゲモドキ）、ヘビ亜目の *Python regius* 及び *Pantherophis guttatus* で、いずれも 50 頭以上が広告掲載されていた。カメ目では *Geochelone elegans*（インドホシガメ）の 27 頭が最多であった。

分析した広告の約 9 割には価格が記載されていた。1 個体あたりの価格は、380 円～88 万円

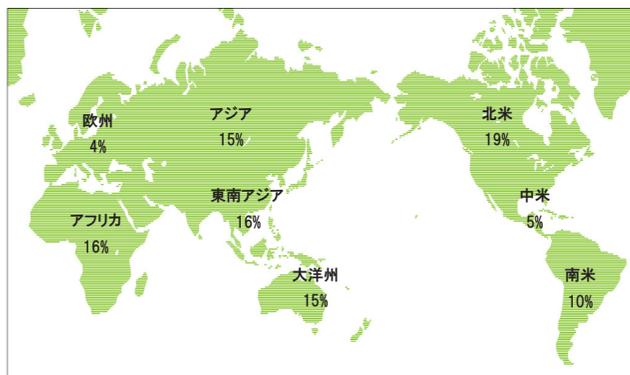


図 5 販売が確認された爬虫類の原産地域。実店舗で販売が確認された爬虫類の原産地域の割合を示す。原産地の情報は、The Reptile Database (<http://www.reptile-database.org/>) による。複数の地域にまたがって生息している場合は、重複して集計した。

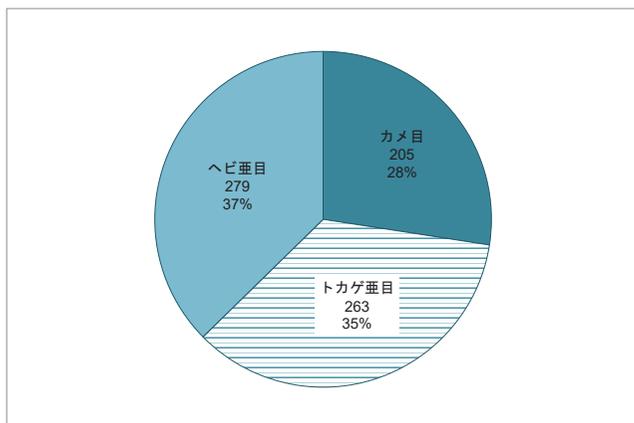


図 6 目ごとの広告件数。

爬虫類専門店を中心とする 15 のオンラインサイトにおける目ごとの販売広告の件数を示す。便宜上、有鱗目については、トカゲ亜目とヘビ亜目に分ける。ワニ目の広告は確認されなかった。

であった。一般的にオンライン広告には、実店舗のラベルより多く情報が掲載されていて、約40%には原産地、野生由来・繁殖由来の別のいずれかまたは両方が書かれていた(299/753件)。原産地に関する記載のあった220件を地域別にみると欧州が92件と最も多く、東アジア54件(1件を除き日本)、北米34件と続いた。なお、原産地といってもこれらのほとんどが繁殖地であることは、これらの68%に飼育下繁殖である旨が明記されていることでも明らかである(150/220件)。一方、その他の東南アジア、大洋州、中東、中南米及びアフリカの国/地域が原産地と書かれている40件では、半数の広告に野生由来であると記載されていた。

#### IV. 考察

##### 1. 国内市場の動向

市場規模と動向の把握を目的に行った統計情報の分析であったが、得られた結果は市場調査・オンライン広告調査の結果と整合するものではなかった。貿易統計の生きた爬虫類の輸入頭数は、若干の変動はあるが減少傾向を示している。2010年に約37万頭だった輸入頭数は、2016年には約19万頭へと減少した(図1)。日本では、*Pelodiscus sinensis*(スッポン)以外の生きた爬虫類の食用や薬用の利用は一般的でなく、生体取引の多くはペット目的と考えられる(亀岡・清野2005)。生きた爬虫類全体の輸入量が半減した一方、ペット飼育人口や販売店数は若干の増加を示し、さらに、展示即売会の来場者数や市場調査の結果は、市場の拡大を示唆している。需要が増加しているにも拘わらず輸入頭数が減少していることへの合理的な説明には、今後、国内での年間販売頭数や繁殖頭数などの情報を収集して検討する必要がある。

##### 2. 日本市場の特徴

トラフィックは2007年に爬虫類のペット市

場調査を行い、410種の販売を記録した(Kanari & Auliya 未発表)。前回と今回の調査では訪問店舗及び店舗数が異なるため直接の比較はできないが、今回は200種近く多い606種が確認された。東南アジアの市場で爬虫類取引を調査した場合、通常、種数は200~300種であること(Chng, TRAFFIC, pers. comm. 2017 Sep)と比較しても種数の多さは特徴的である。また、販売されている種の中に絶滅の危機に瀕している種やワシントン条約で国際取引が規制されている種が多数含まれていたことも注目すべき点である。販売対象となっていた爬虫類のうち絶滅危機種の割合は、今回前回とも18%、ワシントン条約附属書掲載種の割合は、約40%であった(図4及び表1)。しかし、IUCNで評価されている種数も附属書掲載種も10年間で増加している中、割合が変わらないということは、販売される絶滅危機種も附属書掲載種の数も同様に増加していることを意味する。人間による利用が多くの種の脅威となっていることが認識され、それを防ぐために取引規制が導入されているが、逆に規制の存在が希少性を担保するものとして需要を刺激する要素になっているとの懸念も指摘されている(千石2017)。より問題が深刻なのは、生息国で捕獲が禁止されている種や輸出記録が確認できない種が公然と販売されていたことである。本調査でも販売が確認された*Lanthanotus borneensis*(ミミナシオオトカゲ)は、東南アジアのボルネオ島に生息している。2017年1月よりワシントン条約附属書II掲載種として国際取引が規制されているが、それ以前からボルネオ島にあるすべての国、すなわちインドネシア、マレーシア及びブルネイで捕獲、取引、輸出が禁止されていて、過去に合法的な輸出がなされた記録も存在しない。それにも拘わらず日本やヨーロッパにおける販売が報告されている(Nijman & Stoner 2014; Nijman 2015)。

他にも生息国のオーストラリアが生体の輸出を禁止している *Varanus giganteus* (ペレンティールオオトカゲ) や野生に生息する個体数がわずか 4,000 頭ほどと推定されるフィリピン固有種で、フィリピン国内法で取引が禁止されている *Siebenrockiella leytensis* (レイテヤマガメ) の販売が確認された (表 2)。これらの個々の事例の違法性は確認されていないが、捕獲／繁殖から販売までのすべての経路において合法性が担保されているとは考えにくい。

### 3. 供給側の課題

#### 1) 輸入管理

違法性や野生個体群への影響が懸念される取引が横行しているのには、販売する側、購入する側双方の要因が考えられる。供給側の要因として、生息国での法規制と施行の緩さ、ワシントン条約締約国会議でも問題が議論されている野生捕獲個体を飼育下繁殖個体と偽る由来の偽装といった国際取引の課題に加え (CITES 2017)、輸入国での管理の甘さが考えられる。日本でワシントン条約の附属書に掲載された爬虫類生体を輸入しペットとして販売する場合、外国為替及び外国貿易法 (以下「外為法」と動愛法の規制対象となる。商業目的の国際取引が禁止されているワシントン条約附属書 I 掲載種の場合、加えて絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (以下「種の保存法」という) によって国内取引が規制される。ワシントン条約附属書 II・III 掲載種の生体の日本への輸入に際しては、輸出国政府が発行する許可書を添えて経済産業省へ事前確認申請を行う必要があるが、通常、現物との照合はおこなわれない。例え、現物確認を行ったとしても、生物の専門家ではない税関職員が識別を行うことは容易ではない。こうした実情を悪用し、申告書に種名を「各種カメレオン」のようにあいまいに記載することで国際取引規制対象種を

輸入することも行われているという (Anderson 2014; Japan Today 2009)。さらに水際取締が難しいのが、ワシントン条約の附属書に掲載されていない種である。2. で述べた *Lanthanotus borneensis* のように生息国で捕獲や輸出を禁止していたとしても、一度密輸出されてしまえば、取り締まることは非常に難しい。日本には原産国で違法に捕獲・輸出された野生生物の輸入を禁止する法規制がないため、通関書類が揃っていれば、合法的な輸入が可能となる。すなわち規制の抜け穴によって違法なものが合法的なものへロンダリングされうることを意味する (Aulya et al. 2016; Todd 2011)。これは野生生物取引全般、そして多くの消費国に共通する問題で、世界最大級のペット市場を有する欧州では米国のレイシー法のように原産国で保護されている野生生物の取引を規制する制度の導入を求める声が大きくなっている (Altherr 2014 & 2016; The Guardian 2016)。世界中から多くの種を輸入している国の責任として、日本でも同様の規制の導入を検討する必要がある。

#### 2) 国内取引規制

国内で、爬虫類生体をペットとして販売する場合には動愛法の第一種動物取扱業者として都道府県の知事または政令指定都市の長の登録を受けることが義務付けられている。登録業者は、飼養施設等の構造・規模、維持管理や動物の管理の基準を満たすことが求められ、違反した場合の罰則も設けられているが、登録も 5 年毎の登録更新もその要求水準は高いとは言い難く、全国で 2 万を超える事業所が生体の販売業者として登録されているが、2014 年度に業務停止命令や登録取消命令を受けた事業者は 0 件であった。(環境省 2015)。しかし、事業者が関与する爬虫類取引の違法事例は、報道されているだけで 2000 年～2017 年 8 月までに 17 件発生している (筆者調べ)。これらは 1 件を除

き外為法、関税法、種の保存法または刑法のいずれかに抵触するものであり、唯一の動愛法違反は、特定動物の無許可飼育であることから動愛法がペット取引を規制する機能を備えていないことが明らかである。動愛法の目的は、“人と動物の共生する社会の実現を図ること”とされている。多種多様な野生動物がペットとして飼育されるようになった現代では、共生の前提として希少な野生動物の保全がなされなくてはならない。動愛法は、ペット取引の対象となる動物を一律に扱うのではなく、イヌやイネコなど家畜化された動物と絶滅の危機に瀕している野生動物で規制の程度を変えるべきであろう。そして、法令遵守意識の低い業者をなくすために登録要件や罰則の強化を行うことが求められる。

#### 4. 需要側の課題

##### 1) 飼育層の広がり

違法取引や野生個体群の脅威になりうる取引が行われるもう一つの大きな要因として、高い需要が指摘される。需要増大の理由としてまず消費者層の拡大が挙げられる。爬虫類カフェのような新しい事業形態やイベント化した展示即売会が一般化しつつあることから、愛好者の裾野の広がりが示唆される（産経 WEST 2017; 岩倉 2012）。鳴かない、散歩が不要である、世話が容易で臭いも少ないといった特徴を謳って販売されている（環境省 2006）ことも爬虫類がペットとして広く受け入れられるようになった大きな理由であろう。他にも飼育下繁殖により様々な色や柄を持つ品種が確立されたこと、エサや飼育用具の改良により爬虫類飼育のハードルの一つとされていた生餌を与えなくても飼育できるようになってきたこと、爬虫类等エキゾチックアニマルを診察する動物病院の増加、インターネットの普及により飼育情報を得やすくなったこと、そしてホームセンター内のペット

ショップ等でも購入できるという入手の容易さが、飼育し易く、ハンドリング（触れたり持ったりすること）できる種を愛玩のために飼育する層の増加を後押ししたと考えられる。具体例を挙げれば、本調査でもっとも多くの販売頭数が記録された *Eublepharis macularius* は、その大きな目やしぐさがかわいいとしてブログや書籍で取り上げられ（mocomoco 2016; 鶴田 2017）、女性飼育者の増加に寄与したものである。

##### 2) 希少種への渴望

飼育層の広がり以上に野生個体群を圧迫する密猟・過剰採取や違法取引を助長させる懸念が高いのは、高い希少性を求める消費者層の存在である。他の人が持っていない珍しい爬虫類、すなわち生息地が限定的で個体数が少ないなど希少性の高い種やアルビノなど他とは異なる個体が購入対象となる。本調査で確認されたもっとも高価な爬虫類は、*Varanus giganteus* の 600 万円であった。調査員は、海外市場も含め、当該種がペット取引されていることを本調査において初めて確認した。他にも 100 万円以上で取引される個体が 15 頭（80 % がワシントン条約附属書掲載種）も確認されたことは希少性の高い爬虫類に高値が付くことを裏付けるものである。亀岡らもカメ目において国際取引が規制されている種の方が高価格で販売されていたことを報告している（亀岡・清野 2005）。取引に際し、珍しさや入手の困難さが強調されるのは日本市場に限ったことではなく、南西諸島の固有種であり、捕獲・取引が禁止されている天然記念物の *Goniurosaurus kuroiwae*（クロイワトカゲモドキ）や *Geoemyda japonica*（リュウキュウヤマガメ）が“野生捕獲個体”であることを謳って海外で広告・販売されていた事例も報告されている（Kanari & Xu 2012; Ota, Hyogo University, in litt. to TRAFFIC, Sep 2017）。

## V. 日本の責任

IUCNのレッドリストにおいて爬虫類の約20%が絶滅危機種とされている(IUCN 2017)。生息地の減少・劣化や外来種の影響など様々な障害がある現状において、ペット目的の取引が野生の爬虫類のこれ以上の脅威とならないようにしなければならない。日本を含め、活発な市場を有する高需要国の政府は、高値で売れるから密猟や違法取引をしてでも希少な野生生物をペット市場に供給し、容易に入手できるから購入するという悪循環を断ち切る大胆な制度変更を行うことが必要である。欧州で検討されているポジティブリスト(飼育できる種を限定する)(The European Parliament's Intergroup on the Welfare and Conservation of Animals 2017; The Scottish Government 2015)やIV-3-1)で述べたレイシー法の導入は、日本に輸入される世界の野生生物を保全すると共に、外来種の遺棄や逸走による攪乱から日本の生態系を守る効果も期待できる。また、同時に消費者もペットショップで売られている生き物の由来について疑問を持ち、政府や事業者に対し合法性と持続可能性が確保されたペット取引を積極的に求めるようになることが必要である。そして、希少な野生生物を商材として取り扱う事業者は、取引の影響と責任を自覚し、当該野生生物の飼育の専門家として本来の生息域に暮らす野生個体群の保全を最優先に、政府や研究者と協力し、野生生物の大きな脅威となっている不透明な取引撲滅の先頭に立つべきである。

## 参考文献

- Anderson, C. V. 2014. The Trade Status of *Rhampholeon spinosus*. Chameleons! Online E-Zine, June 2014. <http://www.chameleonnnews.com/14JunAndersonSpinus.html> (2018.2.18 閲覧)
- Auliya, M. et al. 2016. Trade in live reptiles, its impact on wild populations, and the role of the European market. *Biological Conservation* 204: 103-109
- Altherr, S. 2014. Stolen wildlife – Why the EU needs to tackle smuggling of nationally protected species. *Pro Wildlife*. [https://www.prowildlife.de/wp-content/uploads/2016/02/2014\\_Stolen-Wildlife-Report.pdf](https://www.prowildlife.de/wp-content/uploads/2016/02/2014_Stolen-Wildlife-Report.pdf) (2017.10.12 閲覧)
- Altherr, S. Schuller, A. and Fischer, A. C. 2016. Stolen wildlife II – Why the EU still needs to tackle smuggling of nationally protected species. *Pro Wildlife*. [https://www.prowildlife.de/wp-content/uploads/2016/08/Stolen-WildlifeII\\_webversion.pdf](https://www.prowildlife.de/wp-content/uploads/2016/08/Stolen-WildlifeII_webversion.pdf) (2017.7.26 閲覧)
- CITES 2017. Resolution Conference 17.7 Review of trade in animal specimens reported as produced in captivity, <https://cites.org/sites/default/files/document/E-Res-17-07.pdf> (2017.10.12 閲覧)
- IUCN 2017. Red List version 2017-2. Table 3a. [http://cmsdocs.s3.amazonaws.com/summarystats/2017-2\\_Summary\\_Stats\\_Page\\_Documents/2017\\_2\\_RL\\_Stats\\_Table\\_3a.pdf](http://cmsdocs.s3.amazonaws.com/summarystats/2017-2_Summary_Stats_Page_Documents/2017_2_RL_Stats_Table_3a.pdf) (2017.9.25 閲覧)
- 石原明子・金成かほる・齋藤つぐみ・高橋そよ 2010. 私たちの暮らしを支える世界の生物多様性：日本の野生生物取引のいま。トラフィックイーストアジアジャパン
- 岩倉由貴 2012. 市場拡大に向けた顧客選別に関する一考察－生体(リクガメ)を事例として－. 経営学論集 83. 日本経営学会. [http://www.jaba.jp/resources/c\\_media/themes/theme\\_0/pdf/JBM\\_RP83-E86-2012\\_F\\_8.pdf](http://www.jaba.jp/resources/c_media/themes/theme_0/pdf/JBM_RP83-E86-2012_F_8.pdf) (2017.10.20 閲覧)
- 一般社団法人日本爬虫類両生類協会 2016. 爬虫類・両生類に係る人口・数量等について
- Japan Today 2009. Lucrative market for exotic pets worth the smuggling risk. 2009.11.25. <https://japantoday.com/category/features/kuchikomi/lucrative-market-for-exotic-pets-worth-the-smuggling-risk> (2017.9.26 閲覧)
- 亀岡晶子・清野比咲子 2005. 日本における淡水ガメ・リクガメの市場調査. トラフィックイーストアジアジャパン. <http://trafficj.org/publication/TJ-livetortoise-2005.pdf> (2018.2.18 閲覧)
- Kanari, K. and Auliya, M. A review of the live pet reptile trade of Japan (未発表)
- Kanari, K. and Xu, L. 2012. Trade in Japanese endemic

- reptiles in China: and recommendations for species conservation, TRAFFIC. [http://www.trafficj.org/publication/12\\_Trade\\_in\\_Japanese\\_Endemic\\_Reptiles\\_in\\_China.pdf](http://www.trafficj.org/publication/12_Trade_in_Japanese_Endemic_Reptiles_in_China.pdf) (2017.10.17 閲覧)
- 環境省 2006. ペット動物販売業者用説明マニュアル (哺乳類・鳥類・爬虫類). [https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/manu\\_dealer/reptile.pdf](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/manu_dealer/reptile.pdf) (2017.10.5 閲覧)
- 環境省 2015. 動物愛護管理行政事務提要 (平成 27 年度版). [https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/statistics/gyosei-jimu\\_h27.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/statistics/gyosei-jimu_h27.html) (2017.10.5 閲覧)
- 毎日新聞 2008. 希少ピグミスローロリスの密輸. 2008 年 1 月 16 日
- mocomoco 2016. 大人女子を癒してくれる, かわいくて飼いやすいペットベスト 5 ! 2016 年 2 月 5 日 <http://mocow.jp/kenjo/6117/2/> (2017/10/9 閲覧)
- Musing, L. Suzuki, K. and Nekaris, K. A. I. 2015. Crossing international borders: the trade of slow lorises *Nycticebus* spp. as pets. *Asian Primates Journal* 5 : 12-23. [http://static1.1.sqspcdn.com/static/f/1200343/26823826/1454074800957/2016Jan29\\_Article\\_2.pdf](http://static1.1.sqspcdn.com/static/f/1200343/26823826/1454074800957/2016Jan29_Article_2.pdf) (2017.7.26 閲覧)
- Nijman, V. 2015. The case for CITES appendix I-listing of earless monitor lizards. *TRAFFIC Bulletin*. 27: 55-58
- Nijman, V. and Stoner, S. S. 2014. Keeping an ear to the ground: monitoring the trade in earless monitor lizards. TRAFFIC. [http://www.trafficj.org/publication/14\\_Keeping\\_an\\_Ear\\_to\\_the\\_Ground.pdf](http://www.trafficj.org/publication/14_Keeping_an_Ear_to_the_Ground.pdf) (2017.9.11 閲覧)
- The European Parliament's Intergroup on the Welfare and Conservation of Animals 2017. Think positive: why Europe needs positive lists to regulate the sale and keeping of exotic animals as pets". <http://www.animalwelfareintergroup.eu/2017/02/16/conference-think-positive-why-europe-needs-positive-lists-to-regulate-the-sale-and-keeping-of-exotic-animals-as-pets/> (2017.9.26 閲覧)
- 産経 WEST 2017. 女性客が殺到するトカゲやフクロウと触れあう「動物カフェ」. 2017 年 3 月 17 日. <http://www.sankei.com/west/news/170317/wst1703170006-n3.html> (2017.7.27 閲覧)
- 千石正一 2017. 爬虫類の飼育と繁殖. 松井正文編・これからの爬虫類学. 第 17 章 : 200-214. 裳華房
- The Guardian 2016. Europe to crack down on wildlife smugglers to protect rare lizard species. 2016.5.5. <https://www.theguardian.com/environment/2016/may/05/europe-to-crack-down-on-wildlife-smugglers-following-guardian-investigation> (2017.10.2 閲覧)
- The Japan Times 2000. Exotic pet importer confirms Japan is haven for illegal animal imports. 2000.5.22. <http://www.japantimes.co.jp/life/2000/05/22/environment/exotic-pet-importer-confirms-japan-is-haven-for-illegal-animal-imports/#.WXhOjP-wd1s> (2017.7.26 閲覧)
- The Scottish Government 2015. Review of exotic pet trade. <https://news.gov.scot/news/review-of-exotic-pet-trade> (2017.9.26 閲覧)
- Todd, M. 2011. Trade in Malagasy reptiles and amphibians in Thailand, TRAFFIC Southeast Asia. [http://www.trafficj.org/publication/11\\_Trade\\_in\\_Malagasy\\_Reptile.pdf](http://www.trafficj.org/publication/11_Trade_in_Malagasy_Reptile.pdf) (2017.10.12 閲覧)
- 鶴田賢二 2017. やっぱりレオパが大好き. REPFAN 2: 10-37, 笠原出版
- 野生社 2016. 都道府県別ペット産業動態調査. PETS REVIEW. February 2016
- 読売新聞 2008. 絶滅危惧種トカゲ密輸・譲渡容疑者逮捕. 2008 年 11 月 13 日

## Reptile pet market in Japan

WAKAO Keiko, JANSSEN Jordi and CHNG Serene

Japan is the fourth-largest country in the world by import values of reptiles and has a significant reptile pet market after Europe and US. The physical market survey conducted by TRAFFIC in Tokyo, Kanagawa, and Osaka on February 2017 discovered that 5,491 reptiles of 606 species/subspecies were traded. Of all these reptiles imported from across the world, many of them are threatened species and are part of the 39 % attributed to CITES Appendix listed species. In particular, the fact that these species which are prohibited of which export records from origin country cannot be confirmed, are openly traded is considered to be a serious problem. This should be addressed by government and stakeholders.

Key words: CITES, Wildlife trade, Law for the Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (LCES), Act on Welfare and Management of Animals, Demand